

令和3年度 小郡市下水道排水設備指定工事店 指定案内

1、指定申請書の配布期間、時間及び場所

- ・期 間 令和2年12月25日（金）から令和3年1月29日（金）まで
ただし、土日、祝日を除く。
 - ・時 間 8時30分～12時15分及び
13時00分～17時00分まで
 - ・場 所 小郡市都市建設部下水道課工務係
- * 申請書様式については小郡市のホームページ上にも掲載しています。

2、指定申請書の受付期間、時間及び場所

- ・期 間 令和3年1月12日（火）から同年1月29日（金）まで
ただし、土日、祝日を除く。
 - ・時 間 8時30分～12時15分及び
13時00分～17時00分まで
 - ・場 所 小郡市都市建設部下水道課工務係
- * 郵送による受付は行いませんので、直接窓口までご持参ください。

3、指定を受けるための要件（新規、更新とも同様です）

（小郡市下水道排水設備指定工事店規則第3条）

- (1) 福岡県内に営業所を有すること。
 - (2) 小郡市下水道排水設備工事責任技術者を1名以上専属雇用していること。
 - (3) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。
 - (4) 営業所の属する市（町村を含む。）の税を完納していること。
 - (5) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 工事業者（法人にあっては代表者）が破産者であって復権していない場合
 - イ 工事業者（法人にあっては代表者）が第19条の規定により責任技術者としての登録を取り消された日から2年を経過していない場合
 - ウ 指定工事店が、第11条第2項の規定により指定を取り消された日から2年を経過していない場合
 - エ 工事業者が小郡市暴力団等排除条例（平成22年小郡市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団等又は暴力団員と密接な関係を有する場合
 - オ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足る相当の理由がある場合
 - カ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者
 - キ 法人であって、その役員のうちにアからカまでのいずれかに該当する者がいる場合
- 2 前記(5)ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、(5)ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

4、指定申請書類

(小郡市下水道排水設備指定工事店規則第4条)

- (1) 小郡市下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)
- (2) 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書、経歴書及び前記3の(5)アに該当しないことを証する書類(身元証明書)
- (3) 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し、代表者に関する前号に定める書類及び役員に関する前記3の(5)カに該当しない旨の誓約書(様式第2号)
- (4) 営業所の平面図及び付近見取図(様式第3号)並びに写真(営業所の全景、看板、事務所内部、倉庫内部、資材置場及び機械置場)
- (5) 専属雇用する責任技術者名簿(様式第4号)及び雇用関係を証する書類(健康保険証、賃金台帳等)
- (6) 専属雇用する責任技術者の小郡市下水道排水設備工事責任技術者証の写し
- (7) 所有する設備及び機材調書(様式第5号)
- (8) 営業所の属する市町村の納税に滞納がない旨の証明書(全部の納税証明書等)

5、指定の決定

令和3年3月4日(木)に告示を行うとともに、文書で各申請者に通知します。

6、指定工事店証の交付日時及び場所

- ・新規指定一日 時 令和3年3月25日(木)
10時00分～12時00分頃まで
場 所 小郡市役所北別館2階 大会議室
- ・更新指定一日 時 令和3年3月15日(月)～同年3月26日(金)
8時30分～12時15分及び
13時00分～17時00分まで

＊ 指定工事店証交付の際、指定手数料3,000円が必要です。

(1,000円札をご準備いただきお釣りの要らないようお願いします)

お問い合わせ 小郡市小郡255-1
小郡市都市建設部下水道課工務係
TEL 0942-72-2111 内線 345